

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年11月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第49号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条地域力推進室の款中第31号を第32号とし、第19号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例による相談、情報の提供、助言、支援、指導、緊急安全措置、軽微な措置、調査（不良な生活環境を生じさせた者を確知することができる場合に限る。）、報告の徴収及び立入調査等（以下「不良な生活環境解消条例による相談等」という。）に関すること。ただし、福祉部及び保健部の所管に属するものを除く。

第6条福祉部の款支援課の項中第18号を第19号とし、第9号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 不良な生活環境解消条例による相談等に関すること。ただし、主として児童、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦、高齢者、身体障害者並びに知的障害者を対象とするものに限る。

第6条福祉部の款保護課の項に次の1号を加える。

(2) 不良な生活環境解消条例による相談等に関すること。ただし、主として生活に困窮する者を対象とするものに限る。

第6条保健部の款健康づくり推進課の項第14号を同項第15号とし、同項第13号の次に次の1号を加える。

(14) 不良な生活環境解消条例による相談等に関すること。ただし、主として精神障害者を対象とするものに限る。

第6条保健部の款衛生課の項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 不良な生活環境解消条例による相談等に関すること。ただし、主として建築物等における生活環境又はその周囲の生活環境が衛生上不良な状態にあるものを対象とするものに限る。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)